

## 山口市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(素案)の概要

### 【パートナーシップの宣誓制度】

「パートナーシップの宣誓制度」とは、LGBTQ など一方または双方が性的マイノリティである2人の方が、互いを人生のパートナーとして生活を共にし、相互に協力し合う関係(パートナーシップ)を宣誓する確認書を自治体に提出することにより、これを受理した自治体がお二人の関係性を公的に証明する制度です。

なお、この制度は、民法や戸籍法で定める婚姻制度のように相続権や扶養義務といった法律上の権利や義務などの効果が発生するものではありません。

### 【要綱制定の趣旨】

近年行われた民間団体の調査によると、性的マイノリティの方が人口の約8%程度存在していると言われていています。また、性的マイノリティの方が誰にも相談できずに不安を抱えて孤立感を感じたり、同性のパートナーの入院時に付き添いができなかつたりするなど、生活しづらさを感じていることが報告されています。

本市では、「山口市人権推進指針」(平成23年3月策定、平成30年3月改定)に掲げる人権尊重の理念に基づき、市民一人ひとりが互いを尊重し、多様性を認め合いながら、誰もが自分らしく活躍できるまちづくりを目指しており、「性の多様性の問題」についても人権課題として位置づけ、これまで、山口市人権ふれあいフェスティバルや人権学習講座において性的マイノリティの方による講演をいただくなどの啓発を進めてまいりました。

今後、本制度を通じて性的マイノリティの方々への社会的理解を促すとともに、性的マイノリティの方々が生きていく上で困りごとの軽減や解消に向け、御利用いただける行政サービスの整理などにも取り組んでまいることとしています。

## 要綱(素案)の構成

### 第1条 趣旨

- ・要綱制定の目的

### 第2条 定義

- ・用語の定義

### 第3条 宣誓の要件

- ・民法に基づく成年、住所地、配偶者の有無、三親等以内の親族でないこと等の要件、別居での申請を認める(同居要件を付さない)等

### 第4条 宣誓の方法

- ・宣誓の方法やその手続(オンラインでの手続を含む。)

### 第5条 通称名の使用

- ・通称名の使用を認める規定

### 第6条 受領証等の交付

- ・受領証及び受領証カードの交付

### 第7条 受領証等の再交付

- ・受領証等を紛失等した場合の再交付手続

### 第8条 宣誓事項の変更

- ・宣誓内容の変更に関する届け出手続

### 第9条 受領証等の返還

- ・返還の条件の明示  
一方又は双方が市外に転出、婚姻、パートナーシップの解消等をしたとき等
- ・受領証等を返還する手続の明示

### 第10条 宣誓書記載内容等証明書の交付

- ・行政等のサービスを利用する際に必要となる証明の発行及び手続

### 第11条 自治体間での相互利用

- ・本制度を制定している自治体との相互利用

### 第12条 宣誓書の保存期間

- ・パートナー関係が成立している限り保存(ただし、返還や市外転出、無効になった場合はこの限りでない。)

### 第13条 補則

- ・必要な事項は、市長が別に定める

(附 則)